

# アメリカ倒産手続きにおける労働債権の取り扱い (未定稿)

~ Enron 倒産事件を例証に ~

2002 年 9 月 4 日

EBRI<sup>1</sup> Fellow 藤原清明

本稿では、アメリカ倒産、再建手続きにおいて、法制上、労働債権がどのように位置付けられているのかをまとめるとともに、労働債権の優先度の高さが、実際の倒産手続き過程においてもたらず影響について、浮き彫りにしてみたい。

## 要 旨

アメリカ連邦倒産法は、企業の倒産手続きとして、Chapter 7 (清算) と Chapter 11 (再建) を用意している。Chapter 11 の手続きの中で、労働債権は、限定付きながら、無担保優先債権の第 3 位、第 4 位となっており、租税債権、無担保一般債権 (金融機関の融資) 等に比べ、高い優先度が与えられている。しかし、労働債権の取得の時期を巡って、判例が分かれており、法廷論争になれば長引く可能性が高い。

2001 年 12 月に Chapter 11 の申請を行った Enron の場合、このような法廷論争を回避し、当事者間で労働債権に関する合意が形成され、2002 年 8 月、破産裁判所の最終許可が下された。この合意では、争点となっていた離職手当について、Chapter 11 申請前の離職手当規定にほぼ則って支払われることとなった。労働債権に対して高い優先度を与えることにより、実際の企業倒産、再建手続きが少しでもスムーズに進むという仮説が、Enron のケースで説明できるのであれば、日本における破産法改正に向けた一つの示唆となろう。

Enron の企業年金のうち、確定給付プランには大きな積立不足があるものの、支払保証制度により補われ、年金受給権は確保されることになる。支払保証制度により、労働債権の確保が強化されている反面、対象とならない確定拠出プランが普及している、不正による積立不足も保証されるため公正さを欠くという面もある。

## 目 次

- 1 アメリカ倒産手続きの概要
- 2 労働債権の優先順位
- 3 Enron 倒産事件の経緯
- 4 離職手当に関する合意の概要
- 5 その他の労働債権の行方
- 6 まとめ

---

<sup>1</sup> Employee Benefit Research Institute. <http://www.ebri.org>

## 1 アメリカ倒産手続きの概要

### (1) アメリカ連邦倒産法

アメリカの倒産手続きが拠って立つ法律は、アメリカ連邦倒産法 ( Title 11 “Bankruptcy” of United States Code ) である。倒産法の章立ては次のようになっている。

第 1 章 ( CHAPTER 1 ) 総則 ( GENERAL PROVISIONS )

第 3 章 ( CHAPTER 3 ) 手続きの管理 ( CASE ADMINISTRATION )

第 5 章 ( CHAPTER 5 ) 債権者、債務者、財団

( CREDITORS, THE DEBTOR, AND THE ESTATE )

第 7 章 ( CHAPTER 7 ) 清算 ( LIQUIDATION )

第 9 章 ( CHAPTER 9 ) 自治体の債務調整

( ADJUSTMENT OF DEBTS OF A MUNICIPALITY )

第 11 章 ( CHAPTER 11 ) 再建 ( REORGANIZATION )

第 12 章 ( CHAPTER 12 ) 規則的な年収のある家族農業者の債務調整

( ADJUSTMENT OF DEBTS OF A FAMILY FARMER WITH REGULAR ANNUAL INCOME )

第 13 章 ( CHAPTER 13 ) 定期収入のある個人の債務調整

( ADJUSTMENT OF DEBTS OF AN INDIVIDUAL WITH REGULAR INCOME )

これらの章のうち、法人の債務調整に利用されるのは、第 7 章の清算手続きと、第 11 章の再建手続きである。清算手続きは、債務者の財産を集めて換価し、債権者に配当を行うことで終結する。つまり、法人としての活動は終止することが前提となる。これに対して、第 11 章の再建手続きは、法人としての活動を継続することを前提に、債務処理・調整を行う。もちろん、再建手続きを開始したものの、債務者・債権者その他の関係者間で調整がつかない場合には、第 7 章の清算手続きに移行する場合もあり得る。

実際の倒産事件は、第 7 章の清算手続きによる場合が圧倒的に多いものの、第 11 章手続きは、債務者の申請により手続きが開始すること、手続き開始後も債務者が経営と財産の管理・処分を管轄することなど、債務者にとって手続き開始が容易なことから、大企業の倒産事件は、第 11 章再建手続きによる場合が多い。

U.S. Bankruptcy Courts—Business and Non-Business Cases Commenced,  
by Chapter of the Bankruptcy Code,  
During the 12-Month Period Ending March 31, 2001

	Total	Chapter 7	Chapter 11	Chapter 12	Chapter 13
Total	1,307,857	904,397	10,139	248	393,033
Business	35,992	20,808	9,428	248	5,468
Non-Business	1,271,865	883,589	711	-	387,565

## (2)倒産手続きの開始

倒産法に基づく倒産手続きは、債務者による申立（voluntary cases<sup>2</sup>）または債権者による申立（involuntary cases<sup>3</sup>）により開始される。ただし、債権者による申立は、清算手続き（第7章）または再建手続き（第11章）による場合にしか認められていない<sup>4</sup>。

債務者による申立の場合、その申立自体が救済命令（order for relief）を構成することになるため、裁判所の手続き開始決定や破産宣告を必要とせず、自動的に開始される。他方、債権者による申立の場合は、申立に基づき、破産裁判所が救済命令を発する必要がある<sup>5</sup>。

## (3)倒産手続きのプレーヤー

本項目以降、重複する部分が多くなるため、再建手続き（第11章）による場合を中心に記述することとする。

### 債務者（Debtor）

再建手続きにおいて、一般的に、債務者は、再建手続きが継続している間、財産の占有と管理を行い続けることができるため、「占有を継続する債務者」（Debtor in Possession, 以下「DIP」）と呼ばれる<sup>6</sup>。日本の破産手続きで任命される管財人（trustee）という制度はあるが、アメリカの再建手続きにおいて、管財人が任命されるケース<sup>7</sup>は稀である。債務者は、再建計画が承認されるまで、または再建手続きが否認され、清算手続き（第7章）に移行されるまで、DIPの地位にとどまることになる。従って、債務者が、再建手続きの間、事業経営だけでなく、管財人が持つべき権利・義務も果たすこととなる<sup>8</sup>。

### 破産裁判所（US Bankruptcy Courts）

倒産手続きに関する裁判は、連邦破産裁判所で行われる。州裁判所には、倒産手続きを行う機能はない。連邦破産裁判所は、連邦地方裁判所の一構成単位として位置付けられ、全国94の司法地区（judicial districts）に一つずつ設置されている<sup>9</sup>。破産裁判官は、連邦憲法第3章に基づく裁判官ではなく、連邦地裁の司法職員となっている。各連邦控訴裁判所（US Court of Appeals for the Circuit）により任命され、任期は14年である<sup>10</sup>。再建手続きにおいて、最終的な再建計画を承認するのが、破産裁判所の役割となる。

---

<sup>2</sup> 11 USC § 301

<sup>3</sup> 11 USC § 303

<sup>4</sup> 11 USC § 303(a)

<sup>5</sup> 11 USC § 303(h)

<sup>6</sup> 11 USC § 1101(1)

<sup>7</sup> 11 USC § 322

<sup>8</sup> 11 USC § 1107

<sup>9</sup> 28 USC § 151

<sup>10</sup> 28 USC § 152(a)(1)

連邦管財官 ( US Trustee )

アメリカ倒産手続きにおいてユニークな制度の一つに、この連邦管財官がある。連邦管財官は、Chapter 11 の手続きがスムーズに進行するよう、また必要な手続きや報告等が行われているかどうかを監督、監視する役割を持っている。また、Chapter 7 ( 清算 ) 手続きにおいて管財人となる資格を有するとともに、Chapter 12、13 手続きの管財人を選任する権限を有する<sup>11</sup>。連邦管財官の任務の中で、最も重要な事項は、債権者委員会を召集、主宰し、債務者の行動、財産、手続き管理の状況を審問することである<sup>12</sup>。

連邦管財官は、司法長官によって任命される連邦行政官であり、その任期は 5 年となっている。連邦管財官は、全米で 21 人おり、それぞれが、連邦司法地区( Federal judicial districts ) を 21 に分けたうちの一つの地域を担当している<sup>1314</sup>。

債権者委員会 ( Creditors' Committees )

連邦管財官により、通常、7 大無担保債権者が債権者委員として指名され、債権者委員会を構成する。また、必要に応じて、その他の債権者委員会、株主委員会が設置されることもある<sup>15</sup>。

債権者委員会は、DIP と協議しながら、手続き進行、必要となる調査、事業運営の監視を行うとともに、再建計画の策定に参画する。これらの活動を推進するために、債権者委員会は、破産裁判所の許可のもと、弁護士、会計士などの専門職を雇用することができる。債権者委員会の実際の活動は、これら専門職が行うこととなる<sup>16</sup>。

#### (4)再建計画面

Chapter 11 に基づく再建手続きの中で、再建計画面の提出期限は定まっていない。再建計画面の提出権は、まず、DIP にある。Chapter 11 の申請後、120 日間は、DIP のみが再建計画面を提出する権利を有する<sup>17</sup>。(ただし、この 120 日間という期間は、破産裁判所の判断により、延長も縮減も可能である<sup>18</sup>。)

債務者、管財人、債権者 ( 委員会 ) 株主 ( 委員会 ) 管財人等利害関係者は、次のいず

---

<sup>11</sup> 28 USC § 586

<sup>12</sup> 11 USC § 341

<sup>13</sup> 28 USC § 581

<sup>14</sup> 例えば、ある連邦管財官は、"the judicial districts established for the States of Maine, Massachusetts, New Hampshire, and Rhode Island (28 USC § 581(a)(1))" を担当している。

<sup>15</sup> 11 USC § 1102

<sup>16</sup> 11 USC § 1103

<sup>17</sup> "Only the debtor may file a plan until after 120 days after the date of the order for relief under this chapter." 11 USC § 1121(b)

<sup>18</sup> 11 USC § 1121(d)

れかの場合、いつでも再建計画案を提出することができる<sup>19</sup>。ただし、連邦管財人は、再建計画案を提出することはない<sup>20</sup>。

管財人が任命されている場合

DIP が Chapter11 申請後 120 日間に再建計画案を提出しなかった場合

DIP が提出した再建計画案が、Chapter11 申請後 180 日以内に、各権利者に承認されなかった場合

再建計画案では、各債権者、株主等への支払いを定めることになるが、その際、注目すべきは、ほぼ清算に近い計画案も認められている点である<sup>21</sup>。これは、第 7 章手続きによりいきなり清算を開始するよりも、事業を継続しながら清算する方が債権者に有利な場合があるからだ。

一般的な再建計画案では、受領権者を、担保債権者 (secured creditors)、無担保優先債権者 (unsecured creditors entitled to priority)、無担保一般債権者 (general unsecured creditors)、株主 (equity security holders) に分類する<sup>22</sup>。

再建計画案は、分類されたクラス毎に、投票により賛否の判断が行われる。債権者各クラスについては、賛成する債権者が有する債権額が全体の 3分の2 以上であり、かつ賛成する債権者数が債権者全体の過半数であれば、そのクラスで承認されたと判断される<sup>23</sup>。他方、株主各クラスについては、賛成する株主の持ち分権が 3分の2 以上であれば、そのクラスで承認されたと判断される<sup>24</sup>。すべてのクラスが賛成する<sup>25</sup>か、債権が減損されるクラスが一つでも賛成すれば<sup>26</sup>、破産裁判所は、再建計画案の確定作業に入る。破産裁判所は、再建計画案確定のためのヒアリングを行った後、確定の判断を行う。破産裁判所が再建計画案確定の判断を行ったと同時に、その再建計画が成立し、債務者は計画確定以前に生じたすべての債務から免責され、再建計画通りに支払いを行うことを義務付けられる<sup>27</sup>。

## 2 労働債権の優先順位

### (1) 倒産手続きにおける各種債権の優先順位

倒産法に基づく債権の整理において、優先順位は次のように定められている。

担保債権

---

<sup>19</sup> 11 USC § 1121(c)

<sup>20</sup> 11 USC § 307

<sup>21</sup> 11 USC § 1123(b)(4)

<sup>22</sup> 11 USC § 1122

<sup>23</sup> 11 USC § 1126(c)

<sup>24</sup> 11 USC § 1126(d)

<sup>25</sup> 11 USC § 1129(a)(8)

<sup>26</sup> 11 USC § 1129(a)(10)

<sup>27</sup> 11 USC § 1141

担保債権額は、その担保債権者が把握する担保価値の範囲内の金額となる<sup>28</sup>。担保価値を超える債権額は、無担保一般債権とされる。

事業経営を継続する場合の通常取引債務（随時支払い）

Chapter 11 に基づく再建では、Chapter 11 申請後も DIP が事業を継続する。従って、申請後、この通常取引において発生した債務は、その条件に従って、随時支払うことができる。

無担保優先債権<sup>29</sup>

#### 1. 管財費用債権

上記の通常取引に伴う債務を除き、Chapter 11 申請後に負担した債務をいう。これらが支払えないときには再建計画案が認められず、第 7 章手続き（清算）に移行する。主な管財費用債権は次の通り。

あらゆる管財費用債権に優先することを破産裁判所が認めた新規融資に関する債権<sup>30</sup>

担保権者に与えられた保護が不十分であったために担保権者が損害を被った場合に認められる超優先債権

（以上、は、以下の管財費用債権に優先する）

財団維持のために必要となった費用。Chapter 11 申請後の役務に対する賃金、給料、手数料を含む（11 USC § 503(b)(1)(A)）。

優先債権とされる税金を除く、財団が負担する租税等(11 USC § 503(b)(1)(B))

DIP や債権者委員会等に雇われた弁護士、会計士等の専門職や、債務者代理人弁護士に対する報酬と実費(11 USC § 503(b)(2))

債権者が負担した非自発的申立費用、債務者が移転した財産を取り戻すために要した費用などの実費と、そのために雇った専門職への報酬(11 USC § 503(b)(3),(4))

2. 非自発的申立の後、救済命令により倒産手続きが開始されるまでの間の取引によって生じた債権<sup>31</sup>
3. Chapter 11 申請前 90 日間に獲得された賃金(wages), 給与(salaries), 手数料(commissions), 有給休暇(vacation), 離職手当(severance), 有給病欠休暇(sick leave pay), セールスマンの販売手数料(sales commissions) 。上限は一人あたり 4,000 ドル。
4. Chapter 11 申請前 180 日間に提供された役務の対価としての employee benefit plan への拠出金。上限は、一人あたり 4,000 ドルから、第 3 順位の賃金等債権と他の employee benefit plan への拠出金を差し引いた額を限度とする。

---

<sup>28</sup> 11 USC § 506(a)

<sup>29</sup> 11 USC § 507

<sup>30</sup> 11 USC § 364(c)(1)

<sup>31</sup> 11 USC § 502(f)。ただし、Chapter 11 では、ほとんどの場合、自発的申立によるため、この債権は発生しない。

5. 債務者が穀物または水産物取扱業者であった場合、穀物農家や漁業者の売渡代金。上限は 4,000 ドル。
6. 債務者が消費者向けサービス事業者であった場合、消費者による先払い(deposit)代金。上限は 1,800 ドル。
7. 債務者の(元)配偶者、子供への養育費等
8. 公的機関が有する所得税(tax on income)、財産税(property tax)、源泉徴収税(a tax required to be collected or withheld)、雇用税(an employment tax on a wage, salary, or commission)、消費税、関税等。

上記の無担保優先債権で、上限が定められている場合、上限を超過した債権は、無担保一般債権となる。

#### 無担保一般債権

主な無担保一般債権は、金融機関による貸付債権、取引業者の売掛金債権、社債権者の債権、担保不足債権、上記 の上限額を超えた優先債権などである。

#### 劣後債権

主な劣後債権は、共同債務者の求償債権、劣後契約による債権、株主売買代金返還債権などである。

## (2)労働債権の取り扱い

上記(1)のうち、労働を提供したことに関連する債権は、次の通りである。

- ・ 無担保優先債権の 1. 管財費用債権のうち、「**財団維持のために必要となった費用。Chapter 11 申請後の役務に対する賃金、給料、手数料を含む。**」
- ・ 無担保優先債権の「**3. Chapter 11 申請前 90 日間に獲得された賃金(wages), 給与(salaries), 手数料 (commissions), 有給休暇(vacation), 離職手当(severance), 有給病気休暇(sick leave pay), セールスマンの販売手数料(sales commissions) 。**」
- ・ 無担保優先債権の「**4. Chapter 11 申請前 180 日間に提供された役務の対価としての employee benefit plan への拠出金。**」
- ・ 無担保一般債権のうち、上記 の上限額を超えた債権額

ここで、無担保優先債権となっている、賃金等と employee benefit plan への拠出金について、さらに詳しく説明しておく。

#### 無担保優先債権第 3 位「賃金等」<sup>32</sup>

繰り返しになるが、まず、対象となる労働債権は、Chapter 11 申請前 90 日間に獲得された賃金(wages), 給与(salaries), 手数料 (commissions), 有給休暇(vacation), 離職手当(severance), 有給病気休暇(sick leave pay), セールスマンの販売手数料(sales commissions)である。

<sup>32</sup> 11 USC § 507(a)(3)

Wages とは、通常、時間給、日給、週給などの方式で支払われる労働対価の総称であり、salaries とは、年収が定められたうえで週毎に分割して支払われる労働対価を指す。いずれも、毎週または隔週で、paycheck という形で支給される場合が多い。従って、「Chapter 11 申請前 90 日間に獲得された」との限定はつくものの、この paycheck の不払いが何週間も続く前に Chapter 11 申請が行われるのが普通であるため、賃金、給与の不払いによって無担保優先債権が生じるケースは少ないと説明されている<sup>33</sup>。

Vacation とは、有給休暇を指す。通常、在職年数に応じて年間何日分、という具合に与えられる。一定限度日数まで、累積できる場合が多い。

Severance pay は、退職金と訳されることもあるが、日本の退職金のように、引退後の所得確保という目的はほとんどなく、むしろ、lay-off された従業員の当座の生活費という意味合いが強い。従って、離職手当または解雇手当と訳す方が適切である。実際に規約でカバーされている従業員は、アメリカの民間企業従業員の約 22% 程度であり、その規約で、支払い対象者を laid-off に限定している場合が多い。また、支払い金額は、一定の上限のもとで、在職年数と賃金・給与等により決定される方式が一般的である。アメリカでは、賃金・給与等の不払いにより無担保優先債権が発生するケースは少ないと記したが、実際の Chapter 11 のケースで争点になるのが、主にこの離職手当の不払いによる無担保優先債権である。これは、後述の Enron のケースで詳述する。

賃金、給与等の支払いを受ける権利が取得された時点は、役務のなされた時であると判例で示されている。しかし、離職手当、有給休暇について取得の時期を特定するのは容易でない<sup>34</sup>。

離職手当については、第 2 連邦控訴裁判所と第 3 連邦控訴裁判所等で、判例が分かれている。第 2 控訴裁が解雇時に取得されたと判断するのに対し、第 3 控訴裁は各人の全雇用期間において均等に取得されたと判断する。第 2 控訴裁の判断に従えば、Chapter 11 申請前の 90 日間に解雇された労働者の離職手当は、全額または上限額（4,000 ドル）いずれか少ない方の額が無担保優先債権となる。また、申請後に解雇された労働者の離職手当は、管財費用となり、無担保優先債権第 1 位の債権となる。

他方、第 3 控訴裁の判断に従えば、「解雇手当 × (90 日/全雇用期間)」が無担保優先債権の対象となり、それを超える額は、無担保一般債権となる。このように、拠って立つ考え方の違いで、対象となる債権額、優先順位が大きく異なる。

有給休暇については、労働者に付与される時期と、実際に労働者が取得する時期が異なるため、複雑になる。第 7 控訴裁は、「付与された有給休暇は、1 年間かけて継

<sup>33</sup> 参考文献 <高木> p. 200

<sup>34</sup> 参考文献 <大山> に詳しい説明がある。



続的に取得された」と判断した。これに従えば、「付与された有給休暇×(90/365)」が、無担保優先債権となり、それを超える分は無担保一般債権となる。

倒産法 507 条では、無担保優先債権第 3 位の賃金等については、上限を設けている。

法文上、上限額は 4,000 ドルと明記されているが、同法 104 条(b)<sup>35</sup>により、労働省の「全国都市消費者物価指数 (Consumer Price Index for All Urban Consumers (CPI-U)<sup>36</sup>)」を反映させて、3 年毎に改訂されることになっている。具体的には、アメリカ司法会議 (Judicial Conference of the United States<sup>37</sup>) が、上限額の改訂を決定し、Federal Register により公表する。直近では、2001 年 2 月 20 日に、Federal Register(vol.66, no.34, p.10910-11) にて改訂が公表され、2001 年 4 月 1 日以降に開始される手続きについて、上限額は 4,650 ドルとなっている。

この手続きは、他の無担保優先債権も同様で、同じ改訂により、2001 年 4 月以降、第 4、5 順位の上限額は 4,650 ドル、第 6 順位の上限額は 2,100 ドルとなっている。

なお、これら上限額を超える賃金等の債権は、無担保一般債権となる。

無担保優先債権第 4 位「employee benefit plan への拠出金<sup>38</sup>」

対象となる employee benefit plan とは、例えば、企業年金 (確定給付型、確定拠出型)、医療保険、生命保険、障害保険などが挙げられる。これらプランへの拠出金のうち、Chapter 11 申請前 180 日間に提供された役務の対価となるものについてが、無担保優先債権となる。

各プランへの拠出上限額は、次の算式で示されている。

{ 上限額 ( 現行\$4,650 ) × プラン加入者 }

- { 無担保優先債権第 3 位の賃金等債権として支払われた総額  
+ 財団が支払った他のプランへの拠出金総額 }

仮に、第 3 位の賃金等債権として一人 4,650 ドル以上支払われていれば、employee benefit plan への拠出金としての優先債権はなくなることになり、すべて無担保一般債権となる。

ここで注意しておきたい点が 2 点ある。第 1 は、第 3 位である賃金等としての優先債権も、第 4 位である employee benefit plan への拠出金としての優先債権も、いずれも、役務提供の対価として認識されている点である。これは、アメリカの雇用関係において、total compensation という考え方が浸透していることの証左ではないかと考えられる。故に、第 3 位と第 4 位の合算に上限額が設けられている。つまり、役務の提供への対価に与えられる優先債権の上限額が 4,650 ドルなのであり、それが賃金

---

<sup>35</sup> 11 USC § 104(b)

<sup>36</sup> <http://www.bls.gov/news.release/cpi.t01.htm>

<sup>37</sup> <http://www.uscourts.gov/judconf.html>

<sup>38</sup> 11 USC § 507(a)(4)

の形であろうと、employee benefit plan への拠出金という形であろうと構わないのである。

第2は、多くの employee benefit plan は、ERISA( Employee Retirement Income Security Act, 退職者所得確保法<sup>39</sup>)の対象となっており、そこでは、従業員の権利、企業経営者の責務、拠出の方式、情報開示が定められている。特に、確定給付型の企業年金については、支払保証制度が設けられている。具体的には、公的機関である支払保証公社(Pension Benefit Guarantee Corporation, PBGC)<sup>40</sup>が、Chapter 11 申請により再建手続きに入った企業の企業年金を引き継ぎ、年金給付を継続する。その際、積立不足が発生していれば、保険料<sup>41</sup>を原資にして穴埋めを行う。また、給付保証額には上限が設けられており、2002 年は月額 3,579.55 ドル(年間 42,954.60 ドル)<sup>42</sup>となっている。

従って、再建手続きにおいて優先債権としての上限が設けられているものの、確定給付型の企業年金の場合には、別途 PBGC の保証により、支払いが確保されると考えておいてよい。なお、確定拠出型の企業年金については、各従業員による資産運用の成果が個人の勘定に確保され、各従業員に帰属することになる。このため、一般的には、PBGC による保証や、優先債権として取り扱わずとも、労働債権が侵されることはない。

### (3)日本における労働債権の取り扱い

ここで、比較対照のために、破産手続きにおける日本の労働債権の取り扱いについて、まとめておきたい。2000 年 12 月 13 日「労働債権の保護に関する研究会報告書」(労働省労働基準局賃金時間部賃金課)による整理は、次の通りである。

任意整理<sup>43</sup>

民法、商法、国税徴収法等の規定に従い、整理される場合がある。その場合、労働債権は、先取特権が与えられる。労働債権の先取特権が与えられる範囲は、個人事業主や公益法人の従業員など、民法が適用される労働者の場合には「最後の6ヵ月間の給料」となる一方、株式会社等商法、有限会社法が適用される労働者の場合には、全額が先取特権を有することになる。

また、各種債権間の優先順位は、文末の表の通りである。

法的整理

清算型手続きの場合

---

<sup>39</sup> 29 USC, Chapter 18

<sup>40</sup> <http://www.pbgc.gov/>

<sup>41</sup> 確定給付型の企業年金制度は、PBGC に対して保険料を支払う義務を有する。保険料は可変料率であり、積立状況が悪化すると保険料率は引き上げられる。

<sup>42</sup> <http://www.pbgc.gov/benefits.htm>

<sup>43</sup> 裁判所の手続きによらず、破産処理を行うこと。

民法・商法により一般の先取特権を認められている範囲は優先的破産債権となり、その他の一般債権分は通常破産債権となる。優先的破産債権は、別除権、財団債権（含む租税債権）に劣後する。また、別除権、財団債権は手続きによらず随時弁済できるが、優先的破産債権または通常破産債権である労働債権は、手続きによらなければ弁済を受けられない。

#### 更正手続きの場合

労働債権のうち次のものについては共益債権とされている。共益債権は更生債権に優先し、更生手続によらずに随時弁済される。

- ・更生手続開始前6か月間の賃金
- ・更生手続開始後の賃金全額
- ・更生計画認可決定前の退職手当のうち退職前6か月の給料相当額又は退職手当の3分の1相当額のうちいずれか多い額
- ・上記にかかわらず、更生手続開始後会社都合によって退職した場合は退職手当全額

これら以外の労働債権のうち、一般先取特権が認められる範囲については優先的更生債権となり、通常の更生債権には優先するが、更生手続によらなければ弁済を受けることができない。なお、租税債権については、一部を除き優先的更生債権とされている。

#### 民事再生手続きの場合

一般先取特権が付与されている部分については一般優先債権となり、共益債権と同様、再生債権に優先し、再生手続によらずに随時弁済される。一般優先債権とならない労働債権は再生債権とされ、再生手続開始後は、原則として、再生計画によらなければ権利行使できない。なお、租税債権については先取特権が付与されている労働債権と同様、一般優先債権に属する。

概して、日本における労働債権は優先的権利が与えられ、その範囲は、期間、金額ともアメリカの倒産法による場合よりも大きいと言える。

しかし、ここで注意すべき点が2点ある。第1は、法的に優先的権利が与えられたとしても、それが実際に実行され、支払いを受け取ることができるかどうかは別である。従来の日本の金融機関の融資は、担保を設定している場合が多く、アメリカなら無担保一般債権になるような融資が、労働債権よりも上位に位置付けられている場合が多いと考えられる。このため、いくら優先的権利が与えられたとしても、労働債権の弁済に至らない可能性は高くなる。

第2に、労働債権と租税債権との関係である。アメリカの場合、どちらも無担保優先債権に帰属するものの、労働債権は第3、4位、租税債権は第8位であり、明確に労働債権が優先されている。他方、日本では、更正手続き、民事再生手続きで、同列となるものの、

一般的には租税債権のほうが優先されている。ILO 第 173 号条約<sup>44</sup>第 8 条で、「国内法により、労働債権について、その他のほとんどの優先的債権、特に、租税・社会保険料よりも高い順位の特権を与える<sup>45</sup>」とされている。アメリカ、日本とも、同条約を批准していない<sup>46</sup>が、アメリカは既に労働債権を租税債権に優先させている。日本では、毎日新聞（2002 年 4 月 12 日）は、『法務省法制審議会破産法分科会が、労働債権の順位を引き上げて租税債権と同等にし、双方の債権額に応じた比率で弁済する方向で改正作業が進められている。』と報じている。今後の議論の動向を注目したい。

### 3 Enron 倒産事件の経緯

2001 年 12 月、Enron は、Chapter 11 の申請を行った。Enron 事件は、主に、次の 4 分野にわたり、大きな影響をもたらした。

- ・ 会計監査
- ・ 企業年金
- ・ エネルギー政策および取引規制
- ・ 政治資金

いずれも、議会で大変な議論が行われ、マスコミも注目してきた。企業不正防止法や政治資金法の改正等により、制度改革議論に一部進捗が見られる。しかし、Enron 従業員にとっての倒産処理は、まだまだ始まったばかりと言っても過言ではない。

本章では、Enron 倒産後の、従業員の労働債権に関する動きをまとめることとし、次章では、離職手当に関する決着の内容について、まとめることとする。

#### (1) Chapter 11 の申請

先述の通り、Enron は、2001 年 12 月 2 日、Chapter 11 に基づき、救済を求める自発的申請を行った。これにより、Enron の再建手続きが開始された。

Enron 倒産事件のプレーヤーは、次の通りとなっている。

まず、債務者は、Enron およびその関連会社であり、DIP として、引き続き事業経営、財産管理を行うこととなった。

---

<sup>44</sup> Convention concerning the Protection of Workers' Claims in the event of the Insolvency of their Employer (Note: Date of coming into force: 08:06:1995.) (C173)。1992 年 6 月 23 日採択。

<sup>45</sup> Article 8. “1. National laws or regulations shall give workers' claims a higher rank of privilege than most other privileged claims, and in particular those of the State and the social security system.”

<sup>46</sup> 2002 年 8 月 28 日現在、本条約は、15 カ国のみが批准している状況であり、G7 諸国では批准している国はない。

次に、破産裁判所はニューヨーク南地区破産裁判所<sup>47</sup>、破産裁判官はアーサー・ゴンザレス裁判官<sup>48</sup>である。また、連邦管財官は、キャロライン・シュワルツ管財官<sup>49</sup>である。

## (2)経緯

2001年12月3日 First Employee Wages and Benefits Orders

申請日翌日の恒例として、破産裁判所が DIP に対して、従業員の賃金、benefit に関する命令を発した。その内容は、次の通りである。

申請日当日に従業員であった者に対して、賃金等(wages)、離職手当(severance)、有給休暇(vacation)、福利更正(benefits)、費用償還(reimbursement)その他の未払金を支払うことを許可する。

支払いは、債務者の経営判断による<sup>50</sup>。

大部分の従業員の受取上限額は、4,650ドルとすること。

一部の従業員の受取上限額は、15,000ドルとすること。

倒産法第 507 条に無担保優先債権として定められている、賃金等(第3位)と benefits(第4位)について、まとめて支払うことを、破産裁判所から認められたことになる。ここで、重要なのは、第1に、として挙げた「債務者の経営判断」である。破産裁判所は、上限を定めて労働債権を支払う権限を債務者に与えるものの、実際に与えるかどうか、またいくら支払うのか、については、債務者の判断に任せているのである。

第2に、この First Order の時点で、無担保債権者委員会は発足していない。従って、債務者がいくら支払うかについて、債権者委員会が関与することは、この時点ではできない。

このように、無担保優先債権第3位、第4位の労働債権について、いくら支払うのかを債務者の経営判断に任せるということは、Chapter 11 の手続きにおいて、債務者が管財人としての責務、受託者責任(fiduciary duty)を負っていることを示している。

2001年12月12日 Creditors' Committee

連邦管財官により、(無担保)債権者委員が指名され、債権者委員会が発足した。

---

<sup>47</sup> United States Bankruptcy Court, Southern District of New York (<http://www.nysb.uscourts.gov/>)。余談だが、WorldCom の再建手続きも、同破産裁判所が所管している。

<sup>48</sup> United States Bankruptcy Judge, Arthur J. Gonzalez

<sup>49</sup> US Trustee Carolyn S. Schwartz (<http://www.usdoj.gov/ust/r02/>)。同管財官は、Connecticut、New York(Eastern, Northern, Southern & Western Districts)、Vermont を管轄している。

<sup>50</sup> 原文は、"in the exercise of the Debtors' business judgment"

後、同月 21 日に修正され、メンバーは次の通りとなった。

1. JP Morgan Chase & Co.
2. Citigroup/Citibank
3. ABN AMRO Bank
4. Credit Lyonnais New York Branch
5. Westdeutsche Landesbank Girozentrale
6. National City Bank as Indenture Trustee
7. Silvercreek Management, Inc.
8. Oaktree Capital Management, LLC
9. Wells Fargo Bank Minnesota, N.A., as Indenture Trustee
10. The Bank of New York, as Indenture Trustee
11. St. Paul Fire and Marine Insurance Company
12. National Energy Group, Inc.
13. Duke Energy Trading and Marketing, LLC
14. Mr. Michael P. Moran, individually and as representative
15. The Williams Companies, Inc.

先述した通り、通常、債権者委員会は 7 大債権者で構成されるが、Enron のケースでは、15 の債権者で構成されている。その内訳は、金融機関、投資グループ、保険会社、エネルギー事業会社である。後日、いくつかの債権者が、特定の Enron 関連会社に対する債権者委員会を別途設立するよう要請したものの、連邦管財官はこれを拒否した<sup>51</sup>経緯がある。

#### 2002 年 1 月 15 日 Second Employee Wage and Benefits Order

DIP たる Enron は、先述の First Day Order の上限額では不十分であるとして、その修正を申請していた。破産裁判所はこれを認め、次のように修正した。

- ・賃金、有給休暇等については、上限を 15,000 ドルとする。
- ・DIP は、経営判断に基づいて、各福利厚生プラン、費用償還等について、15,000 ドルを超えて支払うことができる。

First Day Order、Second Order に基づいて、Enron は、申請日前数週間または申請後数日間に解雇された従業員に、4,500 ドルを支払うこととなった。

#### 2 月 14 日 前従業員による命令申請<sup>52</sup>

---

<sup>51</sup> 2002 年 2 月 6 日付連邦管財官書簡。

<sup>52</sup> “Former Employees Motion”。21 人による共同申請。

Enron の 4,500 ドルの支払いに対して、前従業員達はこれを不服とし、次のような命令申請を行った。

- ・支払い対象者を、2001 年中に解雇された従業員とする。
- ・支払い額は、申請前の Enron が定めていた方式 (Enron Severance Plan)<sup>53</sup> に従って計算した額から、既に支払った離職手当額を引いた額とする。
- ・上限額は、一人あたり 30,000 ドルとする。

#### 2月14日 AFL-CIO<sup>54</sup>等による支持表明

AFL-CIO と the National Rainbow/PUSH Coalition<sup>55</sup>は、上記『前従業員による命令申請』を支持するメモランダム<sup>56</sup>を、破産裁判所に提出した。

#### 2月26日 前従業員の申請に対する Enron、債権者委員会の対応

DIP としての Enron と債権者委員会は、2月14日の前従業員の命令申請に関する意見を、それぞれ破産裁判所に提出した。

債権者委員会の指摘は次の通り。

- ・ Enron Severance Plan は、12月2日の Chapter 11 申請と同時に終了している。
- ・ 離職手当に関する債権があったとしても、それは申請日前に発生した債権であり、全額支払われるべき管財費用債権ではない。

この債権者委員会の指摘は、先述した離職手当の取得時期の判断と関連する。前従業員の命令申請は、第2控訴裁の「解雇時に取得された」との考え方に立つものであり、債権者委員会の主張は、第3控訴裁の判断に通じるものがある。また、アメリカ連邦倒産法では、債務者(ここでは Enron)は、Chapter 11 申請前と申請後とは主体が異なり、申請後は新主体 (new entity) となる、との連邦最高裁判決が確定している<sup>57</sup>。債権者委員会は、この考え方にに基づき、離職手当に関する規定は、既に消滅したと主張していると考えられる。

---

<sup>53</sup> Severance Payment

= 1 週間分の基本賃金(one week of base pay) × { 勤続年数 + (年間基本賃金/\$10,000) }  
ただし、最大 26 週分まで。また、離職後に訴訟をしないとの誓約をすれば、倍額となる。

<sup>54</sup> アメリカ最大の労働組合。 <http://www.aflcio.org/home.htm>

<sup>55</sup> Rev. Jesse L. Jackson, Sr. によって設立された市民運動団体。労働者、女性、有色人がを支持基盤とする。 <http://www.rainbowpush.org/>

<sup>56</sup> “Amici Memorandum” (“Amici”は、ラテン語で「友人」の意)

<sup>57</sup> この最高裁判例を前提として、倒産法第 1113 条 (11 USC§1113) は、労働組合に情報を開示したうえで誠実な交渉を重ねた等の条件を満たせば、債務者が労働協約を一方的に破棄することを、破産裁判所が許可できるとしている。

一方、Enron は、2001 年 11、12 月に解雇された従業員を対象に、総額 500 万ドルの救済手当<sup>58</sup>の支払いを認めるよう、申請した。

#### 2月27日 破産裁判所による審問

破産裁判所は、前従業員による命令申請（2/14）と、Enron の救済手当に関する申請（2/26）について検討するため、審問を行った。ここで、債権者委員会は、Enron が申請した救済手当について、異議を申し立てなかった。

また、前従業員による命令申請について、破産裁判所は判断を保留し、次の 2 点につき、関係者のさらなる意見提出を求めた。

Enron Severance Plan は、申請日（2001/12/2）に終了しているのかどうか。

申請日に終了していると仮定して、前従業員は、Enron Severance Plan のもとで累積した離職手当を請求する権利を有するのか。

#### 3月8日 救済手当に関する命令<sup>59</sup>

破産裁判所は、総額 500 万ドルの救済手当支払いを認める命令を発出した。これにより、先に 4,500 ドルの支払を受けることとなった従業員に対し、約 1,178 ドルが支払われることになり、結果として、5,678 ドルの離職に関する支払<sup>60</sup>を受けることとなった。

これら Enron が自主的に支払うこととなる金額は、総額 2,400 万ドルとなった。仮に、前従業員の命令申請が全面的に認められたとすると、Enron はさらに約 6,800 万ドルを支払う必要が出てくる。

#### 3月27日 雇用関係問題委員会<sup>61</sup>の設立

上記のように、破産裁判所が総額 500 万ドルの救済手当支払いを認めたものの、従業員側は、Chapter 11 申請前の規定通りの離職手当支払いの要求を続けた。他方、債権者委員会は当該規定の無効を主張し、双方の主張は大きな隔たりを残したままであった。このため、連邦管財官は、連邦倒産法 1101 条に基づき、雇用関係問題委員会を設立し、問題の解決を図ることとした。

そのメンバーは、次の 5 者<sup>62</sup>である。

1. Michael P. Moran, Esq.

---

<sup>58</sup> “Hardship Payment”。11 USC § 363(b)に基づき、(管財人としての) DIP は、通常の事業経営とは別に、通知と裁判所の審問を経て、財団財産を使用、売却、賃貸することができる。

<sup>59</sup> Hardship Payment Order

<sup>60</sup> 両者の合計を、「第 1 次支払い (Prior Payment)」と呼ぶ。

<sup>61</sup> Employment-Related Issues Committee

<sup>62</sup> 同年 3 月 29 日に修正が行われた。メンバーリストは、修正後のもの。



2. Mr. Richard D. Rathvon
3. Ms. Diana S. Peters
4. Mr. Jess Hyatt
5. State Street Bank and Trust Company, in its capacity as special fiduciary for certain Enron plans, Independent Fiduciary Services Department<sup>63</sup>

この後、離職手当に関する議論は、この委員会を中心に議論されることになった。

#### 6月14日 離職に関する支払い規定についての共同申請<sup>64</sup>

離職手当に関する支払いを巡り、議論を重ねてきた当事者達は、一応の合意に達し、この日、当事者間の合意に関する認可を、破産裁判所に申請した（合意内容は次章）。

この共同申請の主体者は、債権者委員会、DIP、前従業員<sup>65</sup>、AFL-CIO、National Rainbow/PUSH Coalition、雇用関係問題委員会となっており、ほぼすべての関係者の合意が得られたことになっている。ここで残された当事者は、雇用関係問題委員会に代表されている、解雇された Enron 元従業員達である。

彼らについては、この合意規定に賛成するか、反対するか、意思表示する機会が与えられた。具体的には、8月2日までに、賛成または反対の意思表示をするための書類を申請するよう求められたのである。反対した場合には、この合意規定が破産裁判所により認められても、その規定に従った金額を受け取る権利を放棄することとなり、自ら支払いを受けるべき金額を、裁判所を通じて争うことになる。

#### 8月2日 賛成・反対意思表示の期限

50人以上が反対の意思表示を行った。その中には、Rebecca Carter（前 CEO 夫人）も含まれている。彼女は、今後、87万5,000ドルの支払いを求めて、単独で訴訟を行うこととなる。<sup>66</sup>

#### 8月28日 離職に関する支払い規定の認可

破産裁判所は、離職に関する支払い規定を認める命令を下した。これにより、離職手当を巡る議論は、一応の終止符が打たれたことになる。

---

<sup>63</sup> State Street は、のちの4月19日、破産裁判所の命令により、Enronの年金資産の管理業務も引き受けることとなった。これは、アメリカ労働省が強く要請していたものであった。

<sup>64</sup> Joint Motion for an Order Approving Settlement of Severance Claims

<sup>65</sup> 2月14日に支払い命令申請を行った21人の従業員（先述）

<sup>66</sup> 2002年8月29日付 Washington Post

## 4 離職に関する支払い規定合意の内容

### (1)対象者

支払いを受けることができる前従業員とは、次の3者である。

- ・前従業員
- ・2001年12月1日以前に解雇された前従業員で、5,678ドルの第1次支払いを受け取る権利を持つ者
- ・2001年12月2日から2002年2月28日までに解雇された前従業員

### (2)棄権<sup>67</sup>の選択

規定合意に反対する前従業員は、棄権することができる。棄権しようとする者は、8月2日までに、所定の書類を提出しなければならない。積極的に反対しなかった者、つまり、棄権に関する所定の書類を提出しなかった者は、賛成<sup>68</sup>したものともみなし、合意規定の対象<sup>69</sup>とする。

### (3)離職に関する支払い

Severance Award

規定合意の対象となった者に対し、

「旧離職手当規定（Enron Severance Plan）に従って計算した金額 - 第1次支払い」を支払う。ただし、上限額は、（13,500ドル - 第1次支払い）とする。仮に、全員が賛成したとすると、新たに支払うために必要となる総額は、2,880万ドルとなる。

90-Day Bonus Avoidance Actions

Chapter 11 申請前の1ヶ月間に、「90日間の残留ボーナス<sup>70</sup>」として、約600人の管理職を対象に、総額約1億ドルが支払われた<sup>71</sup>。DIPは、これらは必要な支払いであったとしているが、債権者委員会、雇用関係問題委員会は、この支払いには問題があるとして、回収を図ることとした。回収の実務に当たるのは、雇用関係問題委員会とし、回収された金額は、Severance Awardの支払い対象者に比例配分する。当然、合意規定で棄権した者には支払わない。

上記、を受け取った者は、将来、離職に関連するいかなる請求もおこなうことができないものとする。ただし、解雇後の医療保険継続の権利<sup>72</sup>、企業年金等に関する権利、公的な労災保険、失業保険に関する権利は、失わないものとする。

---

<sup>67</sup> Opt-Out

<sup>68</sup> Opt-In

<sup>69</sup> Settling Former Employees

<sup>70</sup> 90-day retention bonuses

<sup>71</sup> 2002年2月14日付AP

<sup>72</sup> COBRA（Consolidated Omnibus Budget Reconciliation Act of 1985）。失業後も前の職場が提供する医療保険に継続して加入することができる。ただし、保険料は自己負担のみ。

#### (4)破産裁判所の命令

上記のような支払い規定合意に対し、破産裁判所は、8月28日、これを認める判決を行った。規定合意を認める根拠として、破産裁判所はいくつか理由を列挙しているが、その中で、注目すべき点は、法律論争の複雑さを挙げている点である。すべての当事者が、離職手当に関する法律論争の複雑さを理解しており、そのような複雑な法律論争を続けても、支払いを受けるべき前従業員に負担をかけるだけであるとの認識を示している。

先述のように、離職手当に関する権利の取得時期について、連邦控訴裁で判例が分かれているうえに、Chapter 11 申請前に存在していた離職手当規定が有効かどうかも争わなければならないことを考えれば、当事者間の合意を最大限尊重し、離職に関する支払いを早めることは、労働者にとっても有益である。

### 5 その他の労働債権の行方

先述のように、離職に関する支払いを受け取ったとしても、医療保険に継続して加入する権利や、企業年金等に関する権利は失われない。これらに関しては、連邦倒産法には、明確に規定されていないものの、医療保険継続加入については COBRA が、また、企業年金等については ERISA が規定しているためである。

Enron 倒産事件の場合、離職手当に次いで問題となる労働債権は、企業年金に関するものである。ここで、Enron の企業年金について、どのような対処がなされているのかを概括しておく。

Chapter 11 申請前の Enron には、大きく分けて、2つのタイプの企業年金があった。一つが確定拠出プラン、もう一つが確定給付プランである。

#### (1)Enron 確定拠出プランの問題点

Enron の確定拠出プランは、一般によく言われる 401(k)プランであり、その中でも特徴的であったのが、自社株による企業拠出である。企業側が自社株により掛け金を拠出していたことに加え、従業員による資産運用の対象として自社株が選択肢に含まれていた。このため、確定拠出プランの資産全体に占める自社株の割合が、62%(2000年12月31日時点)<sup>73</sup>あったと言われている。これはあくまで総体としての割合であり、従業員一人ひとりの個人勘定についてみれば、もっと割合が高かった人も多くあろう。

加えて、

- ・企業が拠出した自社株は、50歳になるまで他の資産に転換してはならない

---

<sup>73</sup> CRS” The Enron Bankruptcy and Employer Stock in Retirement Plans”

・ Blackout<sup>74</sup>期間中は、従業員による資産の転換を停止するという措置が採られていたため、従業員は、株価暴落に伴い個人勘定の資産が消失していくのをただ見ているしかなかったのである。しかも、この blackout 期間中に、Enron 幹部達は、保有していた自社株を売り抜け、損失を最小限にとどめることに成功していた。

こうして、Enron の倒産は、退職後所得ファンドの喪失という形で、社会問題となった。しかし、現行法上、確定拠出プランにおける（自社株による）損失は、保護されることはない。確定拠出プランの性格上、運用指図は従業員によるものであり、その運用結果は自己責任原則となっているからだ。

従って、確定拠出プランで発生した損失を巡っては、Enron または同社幹部に対する損害賠償請求という形で、訴訟を起こして補うしか手段はない。実際、いくつもの集団訴訟が起こされているが、それらの争点は、次の通りとなっている。

企業情報が従業員に周知されず、むしろ、確定拠出プランで自社株を購入するよう、経営陣が推奨していた

Blackout 期間が周知徹底していなかった

運営管理機関の変更は、blackout による資産転換停止を狙ったものであり、本当に必要であったのか

特に、この点は重要な問題を孕んでいる。仮に、従業員だけに企業倒産の確率が高いという情報を提供すれば、インサイダー取引となり違法である。その以前に、企業倒産するかもしれないから自社株を売れ、と示唆する経営者は皆無だろう。このように、企業年金における自社株について、アメリカの経営者は利益相反に陥る可能性が高い。

また、損害賠償とは異なるが、立法により、確定拠出プランにおける将来の損失を防止しようという動きもある。ブッシュ大統領は、2002 年 2 月 1 日、次の 6 項目からなる改革提案を行った。

プラン加入期間が 3 年を越えれば、企業側から拠出された自社株を他の資産に転換できる。

Blackout 期間中は、従業員（plan participants）と同様、企業幹部についても保有する自社株の売却を禁止する。

Blackout の開始 30 日前に、従業員に blackout を実施する旨通知する。（このような義務規定は今まではなかった。）

これらの規定を企業が怠った場合、blackout 期間中に被った従業員の資産の損失は企業側が補う義務を負う。

---

<sup>74</sup> 401(k)プランの運営管理機関（record keeping 等）を変更する場合、システムを入れ替えなければならないため、数日間、従業員の資産の転換を停止する措置のことをいう。一般的に行われきた措置だが、Enron の場合、この blackout の期間が従業員の間に周知されていなかったことにより混乱が生じた。

企業は、従業員に対し、四半期毎に、個人勘定の資産内容、資産残高などを通知する（現行は1年毎）とともに、自社株から他資産への転換の権利の有無、分散投資の重要性を周知させる。

従業員が投資アドバイスを受けられるよう、企業側に促す。（この場合、投資アドバイスが従業員の利益に忠実であることが前提となる。）

この大統領提案に対し、上院民主党は、保護が不足しているとして、『一定水準以上の給付を約束している確定給付プランを持っている場合に限り、「401(k)プランへの自社株拋出」と「投資選択肢としての自社株」の両方を認める』という提案<sup>75</sup>を行っている。いずれの提案も、2002年9月3日の時点において、可決されていない。

## (2) Enron 確定給付プランの問題点

確定給付プランについては、自社株への投資は、ERISA 等により、資産全体の10%以内に抑えなければならない。従って、自社の倒産に伴い、確定給付プランの資産全体が大きく損失するということはない。加えて、アメリカの確定給付プランには、支払保証制度があり、企業が倒産した場合、支払保証公社が積立不足を補ったうえでプランを引き取り、運用、給付等を継続する仕組みになっている。

Chapter 11 申請時点で、Enron には、全部で3つの確定給付プランが存在していた。そのうち、2つのプランは、積立不足がなかったが、もう一つ、キャッシュ・バランス・プラン<sup>76</sup>と呼ばれる確定給付プランがあり、これが大きな積立不足を抱えていた。その積立不足額は、今のところ最低でも1億2500万ドルと推計されている<sup>77</sup>。もし、PBGC がその年金を引き継ぐことになれば、その分だけでも従業員は救済されることになり、労働債権としての企業年金の一部は確保されることになる。

ところで、この積立不足の主因もまた、自社株であることを指摘しておく必要がある。現存のキャッシュ・バランス・プラン設立以前、Enron の企業年金には、確定給付プランとESOP<sup>78</sup>の間のFloor Offset Planとなっていた。Floor Offsetというのは、一定の利回りを想定しておいて、確定拠出プラン（ここではESOP）で運用した結果がこの想定利回りより低ければ、確定給付プランで計算した年金を支払うという制度だ。いわば、ちょっと低めだが元利保証付きのDC Plan と言えよう。Enron の従業員は、ESOP で損失が発生した場合、確定給付 Plan との Offset が成立していれば、損害を最小限に抑えることができたはずなのである。ところが、Enron は、1996～2000年の5年間、毎年20%ずつ、

---

<sup>75</sup> Kennedy 法案

<sup>76</sup> 運用や給付の仕組みは確定給付型だが、仮定の個人勘定を設け、各従業員の持分を明示することにより、ポータブルにしたプラン。確定給付と確定拠出のハイブリッドと呼ばれる。アメリカの税制上は、確定給付プランに分類される。

<sup>77</sup> Statement of Steven A. Kandarian, Executive Director, Pension Benefit Guaranty Corporation before the Committee on Finance, United States Senate February 27, 2002

<sup>78</sup> Employee Stock Owner Plan (従業員持ち株制度)

その時の ESOP の時価で確定給付 Plan の benefit を offset してしまった。これにより、2001 年以降、ESOP の資産価値が低落しても、floor の部分、つまり元利保証となる確定給付部分はなくなってしまったのである。ちなみに、各時点で offset に使われた ESOP の自社株は、加入員に配分された。PBGC の見解によれば、ある時点における ESOP の時価で確定給付部分を相殺してしまうのは、ルール違反である。この 5 年間で相殺してしまった確定給付 Plan の資産分が積立不足になっているというわけだ。

このように、支払保証制度により、労働債権たる確定給付プランの受給権は実質的に確保されることになるものの、ルール違反により発生した積立不足も、他企業の確定給付プランから徴収した保険料で賄うとすれば、公正な制度とは言えない。労働債権の保護と公正さの両立の難しさを語る好例と考える。

## 6 まとめ

アメリカ連邦倒産法における労働債権は、かなり高い優先権を与られている。無担保優先債権第 3 位、第 4 位となる債権には、Chapter 11 申請前 90 日間という期間限定と、上限 4,650 ドルという上限額がつき、一見厳しい制約がかけられているように見える。また、労働債権取得の時期や規定の有効期間について、判例が分かれているため、法定論争が長引く怖れがあったり、少額に抑えられてしまう可能性もある。

しかし、Enron 倒産事件から浮かび上がってくるのは、実際の倒産、再建手続きにおいては、財団資産がある程度確保されていれば、労働債権は法定以上に確保される可能性が高くなるということである。

Enron の規定合意では、支払額は旧 Enron の離職手当規定にそって計算された額が確保され、上限額が幾分抑制されただけである。「規定は消滅した」との債権者委員会の主張に配慮し、“Severance Award”と名称を変えただけで、実質的には離職手当がほぼ確保されたと言ってよいだろう。さらに、租税債権、無担保一般債権よりも高い優先度が与えられているために、各債権者の間で、再建計画案との連立方程式を解くことを待たずに、早期決着を図ることで合意が得やすい。また、企業再建のために重要な役割を担う現在の従業員に対しても、万が一、再建に失敗したとしても労働債権はかなりの程度確保されるというメッセージを伝えることができる。

労働債権に対して高い優先度を与えることにより、実際の企業倒産、再建手続きが少しでもスムーズに進むという仮説が、Enron のケースで説明できるのであれば、日本における破産法改正に向けた一つの示唆となろう。

一方、アメリカの確定給付型企業年金プランに伴う権利は、連邦倒産法とは別に、ERISA、支払保証制度により、確保されている。これもまた、労働債権の確保という観点からは利点と言える。しかし、アメリカでは、支払保証制度の対象とならない確定拠出プランが企業年金資産全体の半分を占めるに至っていること、不正により積立不足となっても支払いが保証されているのは公正ではないこと、などに議論が必要な点も残されている。

以 上

#### 謝 辞

本稿執筆にあたっては、飯島歩、飯島奈絵両弁護士に、格別のご指導をいただきました。  
文末にて失礼ながら、御礼申し上げます。

#### 参考文献

- ・ Administrative Office of US Courts 「Bankruptcy Basic」
- ・ 高木新二郎「アメリカ連邦倒産法」(商事法務研究会)
- ・ 大山和寿「アメリカ連邦破産法における賃金優先権」(早稲田大学大学院法研論集 95～101号)
- ・ 中窪裕也「アメリカ労働法」(弘文堂)
- ・ 栗田隆「破産法学習ノート」(<http://civilpro.law.kansai-u.ac.jp/kurita/hasan/index.html>)
- ・ 「労働債権の保護に関する研究会報告書」(2000年12月13日)(労働省労働基準局賃金時間部賃金課)

## 一般実体法における各種債権間の優先順位の概要

資料)「労働債権の保護に関する研究会報告書」(2000年12月13日)第2表

### 1 強制換価手続の費用等

### 2 以下の先取特権

I 不動産保存の先取特権

II 不動産工事の先取特権

立木の先取特権

船舶債権者等の先取特権

・ 商法に規定する救助者の先取特権

・ 商法に規定する船舶債権者の先取特権

I 船舶及びその属具の競売に関する費用並びに競売手続開始後の保存費

II 最後の港における船舶及びその属具の保存費

III 航海に関し船舶に課した諸税

IV 水先案内料及び挽船料

V 救助料及び船舶の負担に属する共同海損

VI 航海継続の必要により生じた債権

VII 雇用契約によって生じた船長その他の船員の債権

VIII 船舶がその売買又は製造の後まだ航海をしない場合において、その売買、製造、艀装によって生じた債権及び最後の航海のためにする船舶の艀装、食料並びに燃料に関する債権・国際海上物品運送法に規定する船舶先取特権等

国税に優先する債権のため又は国税のために動産を保存した者の先取特権

### 3 質権・抵当権・登記をした一般の先取特権等のうち、法定納期限等以前に設定された(法定納期限等以前からある)もの

質権・抵当権

不動産賃貸・旅店宿泊・運輸の先取特権 等 (注1)(注2)

不動産売買の先取特権

借地権設定者の先取特権 等

登記をした一般の先取特権

I 共益の費用

II 雇人の給料

III 葬式の費用

IV 日用品の供給



#### 4 国税及び地方税

#### 5 国税及び地方税に次ぐ社会保険料等の公課

健康保険料、国民健康保険料、厚生年金保険料、労働保険料 等

土地改良法に規定する土地改良区の賦課金その他の徴収金、土地区画整理法に規定する土地区画整理の施行者が徴収する清算金、自動車損害賠償保障法規定する自動車損害賠償保障事業賦課金及び過怠金 等

#### 6 3で列記している質権・抵当権・登記をした一般の先取特権等のうち、法定納期限等後に設定された（法定納期限等後からある）もの

その他の特別の先取特権（目的物が動産の場合）

- I 動産保存
- II 動産売買、種苗肥料供給、農工業労役（注2）

#### 7 一般の先取特権

- I 共益の費用
- II 雇人の給料
- III 葬式の費用
- IV 日用品の供給

#### 8 一般債権

（注1）不動産賃貸・旅店宿泊・運輸の先取特権は債権取得時に、動産保存・動産売買・種苗肥料供給・農工業労役の先取特権（以下「動産保存等先取特権」という。）があることを知っていたときは、動産保存等先取特権に優先することができない。この場合に限り、動産保存等先取特権はその成立時期と法定納期限等との先後により租税債権との優先劣後が決せられることとなる。

（注2）農工業の労役者に係る先取特権は、動産の先取特権の中で動産売買等と並んで最後順位になるが、果実に関しては順位は以下のとおりとなり、第一順位の農業の労役者は動産質権者と同順位、即ち、（法定納期限等以前からあれば）「3」に列記した法定納期限等以前に設定された質権、抵当権、登記をした一般の先取特権と同順位となる。

- I 農業の労役者
- II 種苗又は肥料の供給者
- III 土地の賃貸人